



「片務」を死語にしてはいけぬ

柳井理 Osamu Yanai

ア ベック「ナウい」「モーレッツ」等々。最近使わなくなった言葉を「死語」というが、建設業界にも「死語」があるのだろうか。先日、ある記事を読んでいて、ふと「片務」という言葉が頭に浮かんだ。「片務」を辞書で引くと、当事者の一方だけが義務を負うこととある。受・発注者の関係の中で、片務的な契約や仕組みが建設業界では長年放置されてきた。しかし、最近この言葉をほとんど聞かなくなり、今や「死語」になりつつある。「片務」的なことが建設業界内で解消されたのだろうか。

片務性の是正が業界の課題だった

「片務」という言葉が頭に浮かんだのは、三月十七日付の建設専門紙に掲載された国土交通省が「工事一時中止費用の算定見直し」という記事を読んだことだ。その二日前には建設業団体が積算基準・標準歩掛かり、工事一時中止による増加費用の見直しなどを国土交通省に要望するという記事もあった。建設業界にとって長年の

悲願だった工事一時中止費用の算定見直しが行われたことの意味は大きい。

二十数年前、建設業界の最大の課題は「片務的」な受・発注者の関係をどう解消していくかだった。業界側は発注者側との意見交換を行うたびに「片務性の是正」を訴えてきた。具体的には「標準請負契約約款の完全採用、完全実施」「施工条件明示と設計変更の適正化」「J-V発注の適正化」「歩切りの撤廃」「競争契約参加資格審査手続きの簡素化、統一化の推進」「工事一時中止に伴う増分費用および第三者損害」「工事費構成書制度の積極的運用」などを再三要望事項に挙げ、発注者側に改善を強く求めてきた（日本土木工業協会〈現・日本建設業連合会〉発刊の「土工協五十年の歩み」より。昭和五十年代後半から平成四年の官民懇談会の要望事項の内容）。

これらの要求項目を一つずつ見れば、この二十数年間でかなり改善され、片務的な要素は解消されつつある。標準請負契約約款は大半の

指名停止のあり方を議論の場に

その代表格が指名停止ではないだろうか。指名停止は法律に位置付けられたものではなく、「法律違反企業（疑わしい企業も含む）や不誠実な企業などとはお付き合いしない」という発注者の裁量である。各発注者が作成した指名停止要領などで一定の規定はあるものの、その土台となる法律的な根拠はなく、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の指名停止モデルが指名停止要領のベースになっている。『中央公契連指名停止モデルの解説』によれば、この指名停止モデルを「公共工事発注者が一定期間、不正または不誠実な行為のあった有資格者を指名しないことを内部的に決定したにすぎない」という解釈を示し、処分ではないとしている。つまり「指名しないだけ」という、どちらかというところと消極的な対応という考え方だ。ただ、現在は指名競争入札がないため、「入札参加させない」という処分にも見える。入札参加させないというのは、建設業者の生命線である受注活動に参加させないという措置だけに、これだけの措置を法的な根拠もなく、発注者の胸先三寸で運用しているというのはどうも違和感がある。

実際、今年二月に関東地区で大雪が降った際、千葉県から談合を繰り返したとして指名停止を受けた建設会社三〇社のうち、二七社が県の委

地方自治体が採用し、施工条件明示ガイドラインも作成された。競争契約参加資格審査手続きの簡素化、統一化は、電子的な手続きが行われ、一斉申請も可能になっている。

現場の実態に近づけた算定改正

工事一時中止に伴う増分費用についても、平成二十一年に国土交通省が「工事一時中止に係るガイドライン」を作成。これを契機に都道府県レベルでも同様なガイドライン作成の動きが進んだ。さらに、このガイドラインに沿って、国土交通省は事例集を作成。どういうケースで増加費用が計上されたのか、計上されなかったのかをまとめた。

今回の見直しが画期的なのは、工事一時中止に伴う費用の算定方法を変え、現場の実態に一段と近づけたことだ。そもそも工事一時中止に伴う増加費用は、現場維持などに要する費用および本支店における増加費などとされている。例えば現場の保安要員のための安全費や土地の

借り上げの料金などの役務費、現場事務所などの営繕費、現場に常駐する社員などの現場管理費などが率計算される。直接工事費に計上された材料などの中止期間にかかる損料額なども積み上げ計算され、合算される。

今回の改正は、工事一時中止に伴って増加する経費率を二〇％割り増しし、現場に常駐しなければいけない作業員の人件費を考慮し、現場施工の指導的役割を担う「土木一般世話役」への中止日数分の基本計上費用を算定式に追加した。今後どのように運用されるかが重要ではあるが、発注者の現場担当者まで浸透すれば、工事の一時中止を余儀なくされた施工業者は随分助かるはずだ。

工事一時中止になると、施工者側は工事再開に向けて待機を余儀なくされ、仮に増加費用を見てもらっても、実際にかかる費用より少なく、赤字工事になりやすいとされてきた。また、工事再開後に工期短縮を求められるケースもあり、急速施工で採算が悪化することも多い。国土交通省は今回の改正について「実際にかかる費用を調べ、それに近づけた」というが、工事が止まった状態での施工者側の費用をみるというのは、まさに片務的な要因を取り除こうという国土交通省の強い姿勢が感じられる。

ただ、残念ながら片務的なものがすべて解消された訳でもない。

託で除雪作業を行った。県の規定では「やむを得ない事情」の場合、指名停止中でも随意契約できるとあり、それに沿って指名停止を解除した。発注者の都合で、指名停止を出したり、解除したり自由自在だ。今年三月の北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事談合事件の指名停止も首を傾げなくなった。公正取引委員会は発注者側を含めた「官製談合」と認定し、受注者側に対しては担当者を刑事告発、発注者側に対しても改善措置要求を行った。ただ、受・発注者双方が当事者であるにもかかわらず、その処分内容は余りにも異なる。受注者側はすぐに最大一四カ月の指名停止処分を受け、その後、刑が確定すれば課徴金の納付、営業停止処分、下手をすれば株主代表訴訟も起こされるかもしれない。一方、発注者側は幹部職員の減給処分などが出され、追加処分も検討するとしているが、事業活動の中止を求められることはない。

処分される側となる建設業界が指名停止の議論を行うのは難しい。「片務的」だと感じていても、発注者側から「法律違反をしなければ何の問題もない」と一喝されて終わる。ただ、法的な処分であれば致し方ないが、法的な根拠のあいまいな指名停止は、そのあり方を検討しても良いのではないだろうか。指名停止のあり方を議論のテーブルに乗せてこそ、「片務」という言葉が死語になるのではないだろうか。